

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年11月分）

見出し	0311-16 野良猫を減らす対策をしてほしい
ご意見	庭に花を植えても楽しむことができない。減らす対策をしてほしい
回答	<p>野良猫の苦情は、他地区からも寄せられているところでありますが、猫は、愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市で捕獲することはできません。市では、これまでも野良猫へ安易に餌を与えないことや適正飼育について、市広報等で呼びかけているところでありますが、引き続き住民への周知啓発に努めてまいります。</p> <p>また、野良猫に餌を与えている人が特定できる場合には、市におきまして、個別に対応してまいりますので、担当課まで情報提供いただきますよう、お願いいたします。</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003